

ISTQB® および JSTQB® 商標利用ガイドライン

1.0 版

発行 特定非営利活動法人 ソフトウェアテスト技術振興協会
(NPO 法人 ASTER)

最終更新日 2009 年 9 月 8 日

～本ガイドラインの目的～

NPO 法人 ASTER の事業である JSTQB® (Japan Software Testing Qualifications Board) では、ソフトウェアテスト技術の普及のため、ISTQB® (International Software Testing Qualifications Board) の加盟組織としてソフトウェアテスト技術者の資格認定を行っております。

本資格の国内での普及を促進するために、書籍や研修などでの ISTQB® または JSTQB® 商標の正しい使用ルールや申請手続きについて本ガイドラインで示します。

～使用（記載）形式について～

名称の形式

「JSTQB® 公認」

「公認」以外の表記(例：「対応」、「準拠」等)に関しては、JSTQB®では許認可に関する活動は行なっておりません。

「公認」以外の表記がされたコンテンツはシラバスに対して、網羅性、文言の正当性等を含めて、JSTQB®は内容の確認を行なっておりません。

ロゴ

ISTQB®



JSTQB®



～使用の申請について～

1. 「JSTQB® 公認」表記 および ロゴを使用されたい場合

「JSTQB® 公認」表記は、書籍または研修に対するアクレディテーションの申請後審査に合格したものにのみ認められます。ロゴも同様です。

(商標およびロゴ使用料はアクレディテーション費用に含まれます。)

なお、認定資格取得者には、ロゴをデザインした JSTQB®認定シールを頒布しておりますのでご活用ください。

ただし認定資格取得者へのロゴの電子データでの提供はいたしません。

アクレディテーションに関しましては、JSTQB® Webサイト内「書籍の認定および研修コースの認証」ページをご参照ください。<http://www.jstqb.jp/recognition.html>

2. ISTQB® / JSTQB® 「準拠」または「対応」の表記をされたい場合

「公認」以外の表記(例:「対応」、「準拠」)に関しては、JSTQB®では許認可に関する活動は行なっておりません。しかし、「公認」以外の表記を排除するものではありません。

使用される場合には、以下内容について電子メールにて事務局へご連絡をいただけるようお願いいたします。

連絡先 JSTQB®お問い合わせ窓口(E-mail:query@jstqb.jp)

- ・会社／団体名
- ・担当者
- ・連絡先(電話番号、メールアドレス)
- ・利用目的
- ・記載方法 例:「ISTQB® 準拠 ソフトウェアテスト講座」
「JSTQB® 対応 Foundation Level が理解できる本」

～使用条件～

「対応」および「準拠」の表記をされる場合、以下の条件に従ってください。

- ① NPO 法人 ASTER、ISTQB®、JSTQB®が後援、推奨または保証しているということを示唆するような表現はしないでください。
- ② ISTQB® / JSTQB®に言及する場合、下記の商標脚注を記載してください。

※ISTQB® はベルギーに本部を設置する NPO 法人 International Software Testing Qualifications Board の登録商標です。

※JSTQB® は特定非営利活動法人 ソフトウェアテスト技術振興協会の登録商標です。